

# 「第11次市川市交通安全計画」の概要

|         |                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画の概要   |                                                                                                                                                                                |
| 計画の位置付け | 交通安全対策基本法に基づき、人優先を基本として、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたもの。                                                                                                                         |
| 計画の期間   | 令和3年度から令和7年度までの5年間                                                                                                                                                             |
| 計画の重点事項 | 「高齢者人口の増加」など本市の特性や「道路ネットワーク整備の進捗」など社会情勢の変化を踏まえ、自転車利用者が多い中、自転車利用に関するルールやマナー遵守への対応が急務であることから「交通安全意識の高揚」に関する施策の充実を図るとともに、特に「 <b>高齢者</b> 」「 <b>自転車利用者</b> 」といった対象を重視した交通安全対策を推進する。 |

## 第1編 道路交通の安全

### ■ 道路交通安全の目標 ■

交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標であるが、早急にこの目標を達成することは困難なことから、計画期間の抑止目標を次のとおりとする。

#### 【目標】

- ・交通事故発生件数を令和7年度までに800件以下にする。
- ・交通事故重傷者数を令和7年度までに85人以下にする。
- ・交通事故死者数を令和7年度までに0人以下にする。

### ■ 道路交通安全についての対策 ■

#### ＜計画の重点事項＞

#### ◆重点事項1：自転車の安全利用対策の強化

- ・自転車事故防止対策の必要性（自転車事故の更なる削減）
- ・自転車保険の普及及び加入促進（高額賠償責任と保険）
- ・自転車運転者講習制度の周知徹底

#### ◆重点事項2：高齢者の交通安全対策の強化

- ・交通事故に遭わせないための取り組み（歩行者の対策）
- ・交通事故を起こさせないための取り組み（運転者の対策）

#### （4つの視点）

- ① 高齢者・子供の安全確保
- ② 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路・幹線道路における安全確保
- ④ 地域が一体となった交通安全対策の推進

#### （5つの柱）

- ① 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 救助・救急活動の充実
- ④ 被害者支援の充実と推進
- ⑤ 交通事故調査・分析の充実

### ■ 5つの柱に基づき実施する主な事業 ■

#### 【第1の柱】 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚（P8-14）

- 高齢歩行者の交通事故防止の推進
  - ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進
  - ・交通安全教室の開催
- 高齢運転者対策の強化
  - ・運転免許自主返納の促進
- 子供の交通事故防止の推進
  - ・幼児から児童・生徒における交通安全教育の推進
  - ・交通公園を活用した交通安全教育
- 自転車安全利用の推進
  - ・自転車安全利用教室やキャンペーン、講習会等の開催
  - ・自転車保険の加入促進
  - ・悪質で危険な運転者に対する自転車利用のルールやマナーの周知
- 飲酒運転の根絶
  - ・地域と協力した啓発活動
  - ・「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

#### 【第2の柱】 道路交通環境の整備（P14-18）

- ・通学路等の安全対策の推進
- ・交通安全施設、まごころ道路の整備促進
- ・ゾーン30プラスの取組について警察との緊密な連携
- ・交通事故多発箇所の共同現地診断
- ・歩道及び自転車走行空間の整備
- ・自転車等駐車場の整備及び利用の促進
- ・公共交通機関の利用促進

#### 【第3の柱】 救助・救急活動の充実（P19-20）

- ・心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

#### 【第4の柱】 被害者支援の充実と推進（P20-21）

- ・交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

#### 【第5の柱】 交通事故調査・分析の充実（P21）

- ・交通事故多発箇所における共同現地診断の実施

## 第2編 鉄道交通の安全

### ■ 鉄道交通安全の目標 ■

乗客の死者数ゼロを目指す

#### （3つの視点）

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止
- ③ それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進

#### （3つの柱）

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 救助・救急活動の充実

### ■ 3つの柱に基づき実施する主な事業 ■

#### 【第1の柱】 鉄道交通環境の整備

- ・踏切道及び鉄道施設等の安全性の向上
- ・鉄道駅のバリアフリー化

#### 【第2の柱】 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ・警戒標識や路面表示等の整備

#### 【第3の柱】 救助・救急活動の充実

- ・防災訓練の充実や鉄道事業者等との連携強化